

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（多子世帯に係る保険料の均等割額の特例）

第七条 当分の間、平成三十一年度以後の年度における初日の前日において、十八歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に三人以上属する場合における当該被保険者（年齢が一番目に高い者及び二番目に高い者を除く。）に係る第十四条の四、第十五条の五、第十五条の十及び第十五条の十三の被保険者均等割額は、第十五条の四第二号及び第十五条の十二第二号の規定にかかわらず、賦課しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の付則第七条の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料から適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説明）

第三子以下の子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、多子世帯の経済的負担を軽減する必要があるので、本案を提出いたします。